

被 処 分 者	認 定 番 号	三重県公安委員会 第 255 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	代行一番
	主たる営業所が所在する市区町村	名張市
処 分 年 月 日		令和 8 年 5 月 11 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		被処分者は、令和 8 年 1 月 29 日の立入検査時、営業所に運転代行業務従事者 6 名分の名簿及び契約書面を備え付けていなかったもの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 22 条第 1 項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会